

# 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設

## 届出が必要な施設（条例施行規則別表第3第3号）

届出が必要な施設					備考
用途	項	施設種類		規模	
食料品の製造	1	イ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケツの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※5
		ロ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	湿式を除く
		ハ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	
		ニ	リンターの分離施設	すべて	
繊維製品（衣服等に係るものを除く）の製造	2	イ	製綿施設	すべて	
		ロ	植毛施設	すべて	
		ハ	起毛施設	すべて	
		ニ	剪毛施設	すべて	
		ホ	混合施設	すべて	
木材若しくは木製品の製造（家具を除く）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	3	イ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケツの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※5
		ロ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	湿式を除く
		ハ	研削・研磨施設	原動機の定格出力(0.75kW以上)	
		ニ	切断施設	原動機の定格出力(0.75kW以上)	
		ホ	吹付塗装施設	すべて	
化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	4	イ	粉粒塊堆積場	面積(500m <sup>2</sup> 以上)	
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケツの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上)	※5
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	湿式を除く
		ニ	選別施設	原動機の定格出力(1.5kW以上)	
		ホ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上)	
		ヘ	混合施設	すべて	
		ト	配合施設	すべて	
		チ	混練施設	すべて	
リ	造粒施設	造粒面の内径(1.5m以上)			
プラスチック製品の製造	5	イ	粉碎施設	すべて	湿式を除く
		ロ	研磨施設	すべて	
		ハ	吹付塗装施設	すべて	
		ニ	配合施設	すべて	
		ホ	混練施設	すべて	
ゴム製品製造	6		混練施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造	7	イ	粉粒塊堆積場	面積(500m <sup>2</sup> 以上)	※5
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケツの内容積(0.01m <sup>3</sup> 以上) ※6	
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5kW以上) ※6	湿式を除く
		ニ	選別施設	原動機の定格出力(1.5kW以上) ※6	
		ホ	粉碎施設	原動機の定格出力(7.5kW以上) ※6	
		ヘ	研磨施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造	7	ト	岩綿又は鉍滓綿加工施設	すべて	
		チ	吹付塗装施設	すべて	
		リ	セメントサイロ	貯蔵容量(300m <sup>3</sup> 以上)	
		ヌ	混合施設	すべて	

届出が必要な施設				備考	
用途	項	施設種類	規模		
鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ	粉粒塊堆積場	面積 (500 m <sup>2</sup> 以上)	※5 湿式を除く
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上) ※7	
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上) ※7	
		ニ	粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上) ※7	
		ホ	研磨施設	すべて	
		ヘ	溶射施設	すべて	
		ト	吹付塗装施設	すべて	
		チ	切断施設	すべて	
		リ	鋳型砂処理施設	すべて	
		ヌ	鋳型ばらし施設	すべて	
		ル	ダクタイル処理施設	すべて	
		ヲ	スカーファ	すべて	
		ワ	混合施設	すべて	
		カ	配合施設	すべて	
		ヨ	混練施設	すべて	
タ	造粒施設	造粒面の内径 (1.5 m 以上)			
その他の製品の製造	9	イ	粉碎施設 (つの又は貝殻の粉砕)	すべて	湿式を除く
		ロ	研磨施設 (つの又は貝殻の研磨)	すべて	
		ハ	吹付塗装施設	すべて	
ガスの製造	10	イ	粉粒塊堆積場	面積 (500 m <sup>2</sup> 以上)	※5 湿式を除く
		ロ	粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅 (40cm 以上) 又はバケットの内容積 (0.01 m <sup>3</sup> 以上)	
		ハ	ふるい分施設	原動機の定格出力 (1.5 kW 以上)	
		ニ	粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	
		ホ	配合施設	すべて	

備考

○条例対象の施設で、次のものは除く。

- ※1. 実験用
- ※2. 移動式
- ※3. 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの
- ※4. 法対象となるもの
- ※5. 粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

○※6 の施設のうち、汚染土壌処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象。

○※7 の施設のうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて規制対象

## 条例に基づく規制基準

施設	構造、使用、管理基準
粉じんを建築物の外部に強制的に排出する施設	① 処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ② 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
上記以外の施設	次の各号の一に該当すること。 ① 散水設備によって散水が行われていること。 ② 防じんカバーでおおわれていること。 ③ 粉粒塊堆積場にあつては、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ④ 粉粒塊輸送用コンベア施設にあつては、コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外粉じんが飛散するおそれのある部分に①又は②の措置が講じられていること。 ⑤ 粉粒塊堆積場及び粉粒塊輸送用コンベア施設以外の施設にあつては、処理装置が設置され、適正に稼働されていること。 ⑥ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 処理装置は次のものとする。

- 1 吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの。
  - 2 吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの。
- ※ 令和5年4月の改正規則に基づき使用届の提出がされた粉粒塊輸送用コンベア施設については、令和6年3月31日まで基準適用が猶予されます。